

衆院特別委員会での追及に、共済制度も TPP協議の対象と石原大臣が認める

日本共産党の島山和也議員は10月28日の衆院TPP特別委員会で、日本の共済制度が、米国の金融業界の利益のために改変される危険性を追及しました。島山議員は「共済」の原点は「助け合い」であり、仲間同士や団体の構成員同士で自主管理し、保険業法の適用を受けていること、特例扱いの小規模な自主共済や、業法の対象外の制度共済(JA共済など)の存在を示し、営利目的や不特定多数と契約する保険とは原点も運営も違うことを指摘しました。にもかかわらずTPPでは、共済が金融サービスの留保事項や例外規定に入っていない、米国や在日米商工会議所が、「共済金を金融庁監督下の外資系保険会社と同じ監督下に置く義務がある」と競走環境下に置くよう繰り返し求めてきたことを明らかにしました。島山議員はこうした米国の要求に政府が対峙したのかとただし、「共済は留保や例外の対象になっていず」「金融サービスに関する小委員会では協議の対象とされるのではないかと追及しました。石原大臣は「小委員会ではなんでも対象になる」と認めました。

TPPで共済制度が、米国金融業界の利益のために改変される — 「なぜ留保や例外にしなかったのか」

島山和也
衆院議員



質問する島山議員＝10月28日 衆院TPP特別委員会
(写真はしんぶん赤旗提供)

島山議員「第11章の金融サービスについて伺います。TPPは、広くサービス分野も対象となり、心配の声が上がっているのが『共済』の分野になります。保険と同等に競争環境に置かれるという心配です。」「USSTRなどから、『米国政府は対等な競争条件を確保するため、共済は金融庁による監督下に置かれることを含め、民間セクターのカウンタートパートと同じ規制水準、監督に服するべきだと考える』このような米国の要求があつて、TPP協定で共済は留保あるいは例外とされていないのでありませんか」「共済で政府は米国にどのような主張をしてこられたでしょうか」「石原国務大臣「アメリカ側からとやかく言われたときに、共済という制度であるからこそ他の保険に対して競争優位性を持っていないということを政府のスタンスとして明らかにした」島山議員「そうであるならば、なぜ金融サービス章で共済は留保や例外にしなかったのか疑問が湧きます。TPPの下で解放の対象となるのではないのか。違いますか。」「石原国務大臣「共済がそもそも議論の組上にならなかつた以上は、留保がなかったのではないかと推測するところです」島山議員「TPPは国内法が歪められていく仕組みが色々な章にちりばめられています。例えば、第11章の第19条、金融サービスに関する小委員会があります。この小委員会は、締約国の金融サービスに関する問題について検討するとしています。共済制度は対象にならないと言えるのでしょうか」

石原国務大臣は、「小委員会では問題に上げることは何でもできるわけです。何でも問題にできる、すべての小委員会がそうである」と共済も協議対象となることを認めました。「全ての問題について取り上げることが前提です」

島山議員「そういうことであり、問題はここからです。TPPは協定文書を真ん中に置いて、サイドレターなどいろいろな約束されてきており、政府は法的拘束力はないという。それで、2016年外国貿易障壁報告書に対する日本政府のコメント、これ見てびっくりしました。石原大臣なんと書いてありますか、お読み頂けますか」石原国務大臣「読ませていただきます。『TPPに加え、米国は通商に関連した日本との諸問題について二国間及び他の場で取り組んでいく』との記述があるが、我が国の通商に係る諸制度については、農林水産品の貿易に係るものを含め、WTOと整合的に実施しているとの認識である。TPPについては、譲許表を含む協定や協定に関連して作成された文書(いわゆる「サイドレター」)に従って着実に実施していく考え。」「このように記述されております。

島山議員「つまり、共済の必要性は書きつつ、一方でサイドレターに従って着実に実施していくことが書かれ、この間、様々な規制の緩和は要求され続けてきました。TPPに加え、様々な形でこれまでの要求を通していくわけですから、共済はもちろんその対象になるでしょう。」「二重、三重に国内制度を変える仕組みを持つTPP、米国と書簡を通じて自主的に変更する形でTPPの中身に沿っていきけるサイドレターの道、中身も、実際のやり方も容認できないやり方です。徹底審議を求めて、質問を終わります。」